

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州会社法（一）

酒 卷 俊 雄

一 はじめに

カナダは一〇州の自治州 (Province) から成る連邦制の国家であり、各州が独立して立法権を有するので、各州ごとに別個の会社法が制定されている。また、このほか連邦会社法としての自治領会社法 (Dominion Corporation Act, 現在では一九六五年の改正 Canada Corporation Act と呼称されている) も存在する。

この州会社法と自治領会社法との関係は、一八六七年の British North America Act による法人設立の権能配分にもとづいており、それぞれの州会社法によって設立された会社は、当該州法による規制を受け、その活動能力もその州内におけるものに限定される。したがって、これらの会社が他州で事業活動を行なうときは、当該他州より営業許可または登記手続を経て営業権を取得しなければならない。これに対し、自治領会社法によって設立された会社は、カナダを通じて事業活動をなしうる能力を与えられている。

このように会社法が各州ごとに異なり、またその内容も各州ごとに精粗の差が著しいが、いずれもイギリス法系に

属し、イギリス会社法の体系が採り入れられている。すなわち、会社の主要な種類に関しても、イギリス法と同様に、株式会社（companies limited by shares）、保証有限責任会社（companies limited by guarantee）および無限責任会社（unlimited companies）の三形態を基本としており、また株式資本を有する会社について、自治領会社法や六州の会社法（Alberta, British Columbia, New Brunswick, Ontario, Prince Edward Island, Saskatchewan）のほとんどは、公募会社（public company）と私会社（private company）の別がみとめられている。そして、会社設立の手続、経営的機構、資本的機構、会社の計算等に関しても、イギリス法のそれと大体同様の規定が設けられている。反面、カナダの占める地理的・経済的な関係から、アメリカ会社法の影響も看過されてはならない。イギリス法では十分に確立していない、会社役員（officer）制度の導入、またイギリス法ではみとめられない無額面株式制度の一般的採用などがその例である。

次いで会社設立手続につき州によって基本的に異なる二つの類型の存することが、その特色の一つとして指摘されよう。すなわち、開封勅許状（letters patent）による方法と設立登記による方法であり、Dominion, Manitoba, New Brunswick, Ontario, Prince Edward Island および Quebec 法は前者に属し、Alberta, British Columbia, Newfoundland, Nova Scotia および Saskatchewan 法は後者に属している。前者は、設立申請書を管轄官庁に届け出て設立をみとめる開封勅許状の付与によって会社が成立し、この成立した会社が附属定款の作成、役員の任命など会社の組織化を行なうという方式である。後者は、適法に作成された基本定款および附属定款を会社登記吏に届け出て、設立証書の発行をうけることで会社が成立する方式である。この設立方法の違いは、理論的に、会社の業務執

行機関の権限等に若干の差異をもたらしている。

カナダ会社法の研究は、イギリス本国法の継受、その修正、アメリカ法則との融合といった諸点でも比較法的に関心がもたれるが、同時に近時のわが国との経済関係の強化といった側面からも、その重要性を増してきているといえよう。本稿は、なかでもわが国と最も接触の多い州の一つである British Columbia 州会社法をとりあげ、その基本的構造の概観とともに、法文の訳出を試みたものである。

註 カナダにおける会社法の全般的な概観については、酒巻・「カナダ会社法」海外商事法務五二号二四頁以下を参照されたい。

二 B・C州会社法の概観

British Columbia 州の現行会社法は一九四八年の会社総括法であり、それから一九六〇年、六一年、六二年、六三年、六五年、六六年および六七年と相次いで部分的改正が加えられ、現在は参照の便宜上、六七年法の時点で総括法の形式がとられ法文が整理されている（以下これを本法という）。本法はカナダの諸州法のなかにあっても比較的詳細な整備された制定法であり、イギリス法の改正動向にも注意を払って積極的にその成果を採り入れてきている。

その全体的構成は、本法第三条の掲げるところであり、また会社の設立については設立登記の方法による州に属している。

(一) 会社の種類

本法の主たる規制対象は株式会社であるが、保証有限責任会社に関しては、株式会社への組織変更と関連してその

定義がおかれている。すなわち、これは、「社員の責任を基本定款により、会社が解散した場合に社員各自が会社の資産に対して齎出することを引受ける額に制限する会社」（七三条一項）である。

株式会社については、既述のように、さらに株式や社債の公募をする公募会社（public company）と非公開の私会社（private company）に分たれる。私会社は株主数が比較的少なく、株式が第三者の手に渡ることを好まない閉鎖的な企業に利用されるが、私会社たるためには、基本定款もしくは附属定款をもって、(1)株式の譲渡、および(2)株主数を五〇人以下に制限し、かつ(3)株式・社債の公募を禁止する、ことが必要である（二条―もつとも、一九六七年の改正により、株主が一五人以上となったときは、公募会社とみなされることになった―三八条一項）。そして、この形態は、公募会社に比し経営機構の簡易を特色としており、法文上次の具体的な特典および会社法の適用免除がみとめられる。

- (a) 公募会社については五人以上必要とされる基本定款署名者が、二人以上で足りる（一九条一項）。
- (b) 特別権もしくは制限付株式の内容を具体的に株券に表示しなければならないとする規定の適用が免除される（八九条一項C号）。
- (c) 公募会社については二人以上必要とされる取締役が、一人以上で足りる（二〇三条）。
- (d) 公募会社については、株主総会の通常決議による授權がなければ他の会社の株式を取得しえないとする規定の適用が免除される（一五〇条）。
- (e) 取締役または株主に対する会社による金銭貸付の禁止規定の適用が免除される（一五一条）。
- (f) 公募会社について定められる、会計監査役の被選資格の制限が免除される（一五四条一項）。

(g) 会社の年次報告書に貸借対照表の謄本を添付しなければならないとする規定の適用が免除される（一六九条四項）。

これは計算書類非公開の特典であり、この会社形態の最大の利点とされている。

私会社が、私会社たるための基本要件を遵守しないときは公募会社とみなされ、これらの特典および適用免除をうけないことになる（三八条二項）。また、公募会社については株主が五人以下となり、私会社については二人以下となったときは、会社として営業を継続しえず、この状態が六カ月以上続く場合には残存社員が人的無限責任を負わなければならない（三九条）。

なお、公募会社と私会社間の組織変更も定められている（七一条、七二条）。

このほか、本法では、特別有限責任会社（specially limited company）が株式会社の特別形態として規定されている。これは「その基本定款をもって、社員が取得もしくは保有する株式について実際に払込に合意した額以上には、人的責任を負わないことを表示する会社」である（二一条）。本州以外にも Alberta, Saskatchewan の鉱業州においてみとめられる形態であり、鉱業会社（mining company）をその対象とする（二三条参照）。また、この特別有限責任会社と通常の株式会社との間の組織変更についても、規定がおかれている（六八条、六九条）。

(二) 会社の設立

本州においては、適法に作成された基本定款および附属定款を会社登記吏に届け出で、設立証書（certificate of incorporation）の発行をうけることで会社が成立する（一九条、三二条、三三条、三五条）。一九六二年の改正前にあつては、公募会社に関して、成立後さらに一定の要件を充足し開業証書の発行をうけない限り、営業を開始することがで

きないとして、開業要件を別に定めていたが、同年の改正でこれが廃止され、会社はすべて成立後直ちに営業を開始できることになった。

基本定款 (memorandum of association) には、会社の名称・目的・登記された事務所・株主の有限責任・資本構成が記載され (一九条・二八条、本法第二附則書式第一号参照)、五人以上 (私会社については二人以上) の基本定款署名者 (subscriber of the memorandum) がこれに署名し、少なくとも一株以上の株式を取得することが要求されている (一九条二項・三項、三一条)。基本定款の記載事項は、原則として変更しえず、本法の定める要件と方式に従うことで変更しうるものとされているが (四六条・六六条)、とくに目的の変更には株主総会の特別決議のほか裁判所の認可を必要とし、それも従来 of 目的を達成もしくは促進するに必要な限りにおいてなしうるにすぎない (五〇条)。

附属定款 (articles of association) は、一般に株式の構成、株式の譲渡、株主総会・取締役会議の手續、取締役の権限・義務、計算、利益配当などに関する事項を定めるが、会社はとくに附属定款を作成しないで、本法第一附則 A 表に含まれる業務規定の全部または一部を採用して、その附属定款とすることもできる (三〇条)。また、附属定款は原則として、株主総会の特別決議をもって何時でも変更することができる (六七条)。

(三) 会社の資本

会社の発行授權株式総数すなわち授權資本は、基本定款に定められる。

会社は額面株式、無額面株式のいずれか一方、またはその双方を発行することができ (二五条)、また株主総会の特別決議によって額面株式・無額面株式を相互に変更することも可能とされる (五七条)。額面株式は、特別有限責任会

社に關しては五〇セント以下、その他の場合には一ドル以下の額面価額であつてはならない（二五條三項）。

会社の發行する株式數は、これを増加または減少することがみとめられており（五二條、五四條、六五條）、また株式は適法な手續に従つて併合（五五條）、分割（五六條）、變更（五七條）および交換（五八條）することができ、株式は全部一種類のものでもよいし、また普通株式と優先株式に分つことも、後者についてさらに各種の優先權をもつものに分つこともできる。

会社が株式または社債の公募によつて資金の調達をはかるときは、従来目論見書の發行が必要とされており、これに關する詳細な規定がおかれていた。しかし、一九六二年の改正でこの一連の規定は廢止され、現行法上株式・社債の發行については、公募会社・私会社の別なく、また既述の開業要件の廢止によつて、会社成立直後の株式の發行と開業許可後の新株發行の場合とで異なることなく、すべて同一の規制に服することになった。このように証券の發行に關する会社法の規制が簡素化されたことは、その限りでこの面の規制の重點が証券法に移行した結果と考えられる。会社法においては現在、發行價格の決定（二九條）、株式の引受手数料の支払（二八條）および特別有限責任会社について一定の要件にもとづく株式の割引發行をみとめる規定（二九條）が残存するにすぎない。なお、社債の發行についても、引受手数料の支払、割引發行、償還社債の發行および永久社債の許容などに關する若干の規定がおかれてゐる（二四條、二六條、二七條）。

会社は、株式發行の條件で別段の定めをしない限り、株式の割当後一カ月以内に株券を作成して交付の準備をしなければならぬ（九一條）。株券の記載事項は法定されている（八九條）。公募会社は、附屬定款にその旨の定めがある

ときは、全額払込済株式に関して無記名株券を発行することができる（九九条）。

株式の譲渡は、附属定款の定める方法による（二五条五項―株式の譲渡・移転に関しては本法第一附則A表二五条―二〇条参照）。基本定款・附属定款の定めにかかわらず、適法な譲渡証書が会社に交付されない限り、会社が名義書換をなすことは違法とされる（九七条）。株式譲渡人の申請にもとづいて、会社は譲受人の氏名を株主名簿に記入するが（八〇条）、会社が名義書換を拒否するときは、その拒否の日から一カ月以内に、拒絶の通知を譲受人に送付しなければならない（九一条）。

なお、株券喪失の場合には、再発行の手続が規定されている（九三条）。

四 取締役

取締役会（board of directors）は法定の最低数以上の取締役をもって構成される会議体であり、その権限は附属定款の定めるところによるが、通常は会社の業務執行に関する一般的権限が与えられている（本法第一附則A表五六条参照）。その内容は、株主総会によって決議されることが法律・定款で要求されていない、すべての会社業務に関する事項と解されている。

取締役会の権限の行使は、適法の通知によって招集され、定足数が出席した取締役会議の決議を通じて行なわれる。しかし、実際の執行行為は、附属定款の規定に従い、取締役会より一定の義務を負う会社役員（officer）に委譲されており、また取締役会の権限の一部を執行委員会（executive committee）に委譲することも定められている（第一附則A表五七条、六〇条(a)、七四条参照）。

取締役の員数は、公募会社については二人以上（私会社は一人以上）要求されているが（一〇三条）、附属定款でその最低数および最大数を定めるのが通常であり、また最初の取締役もその指名するところによるが、爾後は株主総会で選任される。このほか、後任者が選任されるまで退任取締役は留任義務を負うこと（一〇五条）、資格株の保有も附属定款で定める場合には必要とされること（一〇八条）、総会の特別決議による取締役の任意解任がみとめられること（一一〇条）等が、規定されている。

④株主総会

会社業務に対する直接的な管理権は取締役会の手にあるが、株主総会は会社経営に対する究極的な支配権を有している。取締役の選任を初めとする若干の重要事項はその決議をもって行なわなければならない。

株主総会には、通常総会（年次株主総会）（ordinary general meeting）と臨時総会（extraordinary general meeting）の別がある。

前者は一般に、附属定款に定める時期と場所において少なくとも毎年一回は開催されなければならない（一六七条一項）。そこでは、取締役報告書・会計監査役報告書の承認、取締役の選任、会計監査役の選任とその報酬の決定、配当の承認などが議される。通常総会招集の手続、議事の運営などは附属定款に定められる。会社が本法の規定にもとづき通常総会を開催しない場合には、株主の請求により、裁判所が通常総会を招集し、またはその招集を命ずることができる（一六八条）。何らかの理由で所定の方法により総会の招集・運営が不可能であるときは、取締役または株主または会社みずからの申請にもとづき、裁判所は適当と思量する方法で総会の招集、開催かつ運営を命ずることができる。

る（一七二条）。

また後者は通常総会以外の総会であり、その通知に記載された特別の事項のみを審議する。その招集権は通常、附属定款で取締役会に与えられているが、本法はそれとは別に特定比率の株主に招集権をみとめている（一七〇条）。

株主総会の決議方法には、通常決議と特別決議の別があり（二条）、若干の重要事項は本法または附属定款の規定によって、特別決議をもってなされることになる。

（六）会社の計算・利益配当

会社はその財政状態を示し、またその取引に関する適法な会計帳簿・書類を保管しなければならない。取締役は会社の通常の営業時間内これらの帳簿書類を閲覧しうるが、取締役でない株主は原則として、その閲覧権を有していない（一五六条）。

取締役は、年次総会に、当該営業年度に関する損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表、株主に対する会計監査役報告書、および附属定款の定めるその他の財政資料、取締役報告書を提出することを要する（一五七条）。このうち損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表に関しては、その記載内容、作成の方法等が法定されている（一五八条～一六一条）。また、会社間に支配従属の関係があるとき、支配会社とされる会社は、その計算書類に従属会社の計算関係を綜合方式で表示する総合計算書を作成することができる。ただし、支配会社がこれを作成しないときは、その理由等一定の記載が必要とされる（一六二条）。

計算書類は取締役会によって承認される（一六三条）。公募会社にあつては、年次総会の七日前までに、この計算書

類と会計監査役報告書の写しを、各株主と会計監査役に送付し、また私会社にあつては、株主または社債権者の請求にもとづいて、その者に上記書類の写しを提供しなければならない（一六四条）。

会計監査役は、年次総会の前に前記の計算書類を調査し、株主総会に会社の真実の財政状態を報告すべき義務を有する。そのため相当の注意と技能をもってその職務を履行することを要し、それに関連して会社の帳簿書類を閲覧し、また取締役や役員から必要な資料の提供、説明などをうける権利を有している（一五五条三項・四項）。その選任・報酬の決定は株主総会でなされるが、何らかの事由で選任されないときは、裁判所がこれを任命できる（一五三条）。

配当決定権も一般に附属定款をもって取締役会に与えられているが、株主総会に与えることもできる（第一附則A表七八条参照）。

配当は利益以外から支払つてはならない（第一附則A表八〇条）。したがって、かかる配当を決定しまたは支払った取締役は、損害賠償の責を負う。配当は現金配当が建前であるが、特定の場合には、株式配当または会社資産とくに会社の保有する他会社の株式もしくは証券の分配もみとめられている（二二条一項(s)号）。

(七) 年次報告書

会社は毎年、年次総会の日または総会の招集日以後一四日以内に、年次報告書を作成し、これを会社登記吏に届け出なければならない。これには株主の名簿、株式に関する報告書、株主総会に提出され会計監査役の署名ある貸借対照表の謄本等を添付することが要求される。なお、私会社に関しては、貸借対照表の謄本提出が免除され、計算関係非公開の特典が与えられている（一六九条）。

ブリティッシュ・コロンビア州会社法

「一九六七年七月一日、便宜上これを総括する」

第一条(名称)

本法は、これを会社法として引用することができる。

第二条(解釈)

本法において、左の用語は、その文脈上別段に解すべきときを除き、次のように解するものとする。

「附属定款」とは、会社の設立に際して作成されたものであると、本法または本法以前の会社法に従って変更されたものであるとを問わず、会社の業務規定を定める附属定款をいう。また、これには、当該会社に適用される限りにおいて、第四条一項b号に掲げる附表Aの定める業務規定、および附属定款を定めていない、本法以前の会社法にもとづいて、または特別法もしくは私法律によって設立された会社の自治規則を含むものとする。

「帳簿および書類」ならびに「帳簿または書類」には、会計帳簿、捺印証書、書類および文書を含むものとする。

「払込催告」には、株式に関する払込金、分割払込金、およびその他株式に関して支払われたまたは支払の合意されたもしくは支払われるべき金額を含むものとする。

「設立法および諸規則」には、州外会社がそれによりもしくはそれにもとづいて設立された、議会制定法、制定法、律令またはその他の法律規定、および会社に適用されるそれらの修正法、ならびに会社の基本定款、設立契約書もしくは設立捺印証書、会社を設立する開封勅許状その他の証書、会社の許可書もしくは登記証明書、会社の附属定款、業務規定もしくは自治規則、およびそれらの修正条項を含むものとする。

「委員会」とは、一九六七年の証券法にもとづいて設置されたブリティッシュ・コロンビア証券委員会をいう。

「一九一〇年の会社法」とは、一九一〇年の制定法第七章たる会社法をいい、これには一九一一年のブリティッシュ・コロンビア修正法律第三十九章たる会社法およびそれらの修正法すべてを含むものとする。

「一九二二年の会社法」とは、一九二二年の制定法第一〇章たる一九二二年の会社法をいい、これには一九二四年のブリティッシュ・コロンビア修正法律第三十八章たる会社法およびそれらの修正法すべてを含むものとする。

「会社」とは、本法にもとづいて設立された会社をいい、これには既存会社および合併会社を含むものとする。

「裁判所」とは、最高裁判所をいう。

「社債」には、併合社債、捺印金銭債務証書および会社の資

産に担保を設定するその他の会社証券を含むものとする。

「取締役」には、その名称のいかんを問わず、取締役の地位を占める者を含むものとする。

「文書」には、通知書、命令書、証明書、登録簿、召喚状および合法的令状を含むものとする。

「自治領会社」とは、カナダ法によりもしくはそれにもとづいて設立された会社をいう。

「既存会社」とは、本州または旧ブリティッシュ・コロンビア植民地およびバンクバー島の、本法以前の会社法にもとづいて設立された、または設立されたものとみなされる会社をいう。

「州外会社」とは、本州議会制定法によりもしくはこれにもとづく以外の方法で設立された会社をいい、これには自治領会社を含むものとする。

「土地」には、あらゆる家屋敷、土地、自由保有地、自由保有の相続不動産、賃借地およびあらゆる種類の不動産を含むものとする。

「社員」とは、会社の基本定款署名者をいい、これには会社の社員となることに合意し、かつその名義が会社の社員名簿に記載された、その他すべての者を含むものとする。

「基本定款」とは、会社の設立に際して作成されたものであると本法または本法以前の会社法に従って変更されたものである

とを問わず、会社の基本定款をいう。また、これには、一八七八年の会社法にもとづいて設立された会社の設立証書を含むものとする。

「譲渡抵当」には、担保を含むものとする。

「通常決議」とは、次のものをいう。

(a) 会社の総会で成立した、特定多数を要しない決議。または、
(b) 会社の総会でみずから、または代理人が許される場合には、代理人を通じて議決権を行使することのできるすべての株主に提示され、かつその会社の株式の四分の三以上を有する上記の株主が書面をもって同意した決議。本法において、上記の同意のなされた決議は、会社の総会で成立した通常決議とみなされる。

「私会社」とは、その基本定款もしくは附属定款をもって、

(a) その株式を譲渡する権利を制限し、かつ、
(b) その株主数を五〇人以下に制限し（この制限数には、基本定款もしくは附属定款が別段に規定しない限り、会社に雇傭されている者、および会社に雇傭されている間株主であり、かつその雇傭関係の終了後も引続いて株主である者を除く）、
かつ、

(c) 会社の株式または社債の公募を禁止する、
会社をいう。また、これには、一九二九年五月三十一日に、一九

二一年の会社法にもとづいて私会社であつた、既存会社を含むものとする。

「公募会社」とは、私会社でない会社をいう。

「登記吏」とは、会社登記吏またはその他本法にもとづいてその職務を遂行する適法に授權された者をいう。

「特別決議」とは、次のものをいう。

(a) 附屬定款の定めるところに従い、かつ議案を特別決議事項として提出する意図を明記する一四日を下らない通知が、適法になされた総会で、みずから、または代理人が許される場合には、代理人を通じて議決権を行使することができ、かつそれを行使した株主の四分の三以上の多数によつて成立した決議。また、上記の総会に出席しかつ議決権を行使することのできるすべての株主がそれに同意するときは、この総会の通知に関し一四日の期間を短縮することができる。または、

(b) 総会でみずから、または代理人が許される場合には、代理人を通じて議決権を行使することのできるすべての株主が書面をもつて同意した決議。本法において、この同意のなされた決議は、会社の総会で成立した特別決議とみなされる。

「特別の権利もしくは制限」には、それが優先的であると劣後的であると否とを問わず、また資本の償還もしくは払戻し、同一種類の株式の他の組への変更、他の種類の株式への転換、

配当、議決権、取締役の指名もしくは任命、その他の管理権に關する否とを問わず、特別の権利ならびに制限を含むものとする。また、この定義における「特別の権利」の語と「制限」の語は、本法において使用するとき、それを併用すると單獨で用いるとを問わずに、同一の意義を有するものとする。

「特別有限責任会社」とは、その基本定款をもつて、社員が取得もしくは保有する株式について實際に払込に合意した額以上には、人的責任を負わないことを表示する会社をいう。また、これには、既存会社および一九三五年三月二三日前に本法にもとづいて設立された会社にして、その社員が、それぞれ本法以前の会社法または本法により、その会社の株式に關して人的責任を負わないものを含むものとする。

第三条（本法の各部への区分）

単に参照の便宜上、本法は次の各部ならびに各款に分たれる。

第一部―本法の適用	四條～八條
第二部―一般的规定	九條～一八條
第三部―会社の設立および組織	一九條～三九條
第四部―定款の変更	四〇條～七七條
第一款―基本定款	四六條～六六條
第二款―附屬定款	六七條

第三款—組織変更	六八条～七七条
第五部—株主および株券	七八条～九九条
第一款—株主	七八条～八七条
第二款—株券	八八条～九九条
第六部—経営および管理	一〇〇条～一八四条
第一款—事務所、名称および契約	一〇〇条～一〇二条
第二款—取締役	一〇三条～一一五条
第三款—株式および社債の発行と割当	一一六条～一二七条
第四款—手数料、割引額および利息	一二八条～一三〇条
第六款—譲渡抵当、投資および金銭の貸付	一三七条～一五二条
第七款—会計監査	一五三条～一五五条
第八款—計算書類および貸借対照表	一五六条～一六五条
第九款—株主総会、年次報告書および決議	一六六条～一七五条
第一〇款—記録	一七六条～一七七条
第一一款—合併、整理および再建	一七八条～一八二条
第一二款—業務検査	一八三条、一八四条
第七部—州外会社	一八五条～二二一条
第一款—登記	一八五条～一九四条
第二款—義務および債務	一九五条～二〇二条
第三款—能力の欠缺および罰則	二〇三条～二二一条
第八部—解散	二二二条～二四七条
第一款—設立の取消	二二二条
第二款—懈怠あるまたは現存しない会社の登記簿からの抹消	二二三条～二二八条
第三款—清算	二一九条～二四七条
第九部—補足規定	二四八条～二七一条
第一款—登記吏事務所	二四八条～二五六条
第二款—手数料	二五七条
第三款—施行規則、書式等	二五八条～二六〇条
第四款—文書の送達と確認	二六一條、二六二条
第五款—裁判所における手続	二六三条、二六四条
第六款—本法の違反	二六五条～二七一条
第一部—本法の適用	
第四条（既存会社に対する本法の適用）	
(i) 本法の規定に従い、本法は、既存会社に対しても、それが本法にもとづいて設立された場合におけると同様にこれを適用する。また、	
(a) 明示的であると黙示的であるとを問わず、会社設立の日と	

いうときは、会社が設立された議會制定法または律令にもとづいてそれぞれ設立された日をいうものとして、これを解釈しなければならない。

(b) 会社の附属定款が、一八六六年の会社令および一八六九年の会社令によって施行された、ヴィクトリア女王治世二五年および二六年の帝國議會制定法第八九章たる一八六二年の会社法、または一八九七年の会社法、一九一〇年の会社法、一九二一年の会社法の、それぞれ第一附則A表に定められる業務規定を包含する場合には、この業務規定は、それが本法の明示規定に反しない限り、本法にもとづいて変更されるまで引續いてこれを適用する。

(c) 一八七八年の会社法または一八九〇年の会社法にもとづいて設立された、または設立されたものとみなされる会社に関するしては、

(i) 「有限責任」の語を、会社の名称の末尾の二字としなければならぬ。ただし、取締役会が、「責任」の語を会社の名称から削除する旨の決議を行ないかつこれを会社登記吏に届け出たときは、この限りでない。

(ii) この会社は、三人の社員のみをもって構成することができる。

(iii) 社員の責任は、会社を設立しまたは設立したものとみな

される制定法によって課される責任を、超えてはならない。および、

(iv) 会社の附属定款は、それが本法の明示規定に反しない限り、本法に従って変更または廃止されるまで、引續いてその効力を有するものとする。

(既存会社の存続期間)

(2) 既存会社の存続期間は、その基本定款をもって存続の時期を限定しているにとどまる場合には、これを永続的なものとする。

(基本定款もしくは附属定款における臨時決議の語の使用)

(3) 会社の基本定款もしくは附属定款に臨時決議の語が用いられるときは、その文言は本法に定める特別決議をいうものとみなされる。

(文書における廃止法令の参照)

(4) 一九二九年の制定法第一章によって廃止された法令が、文書に掲記もしくは参照される場合には、その文書は、本法の(もしあるときは)相当規定がそれに掲記もしくは参照されかつ廃止法令に代ったものとして、これを読まなければならない。

第五条 (若干の会社に対する本法の一部適用)

(1) 第七条、第九条ないし第十八条、第二〇条、第二一条、第二四条、第二五条五項、第二六条、第二七条、第四七条ないし

第五〇条、第五二条、第五四条ないし第五六条、第五九条、第六一条ないし第六七条、第七四条、第七六条ないし第七九条、第一〇〇条ないし第一〇九条、第一一一一条ないし第一一七条、第一二三条ないし第一二八条、第一三〇条ないし第一六六条、第一六八条ないし第一八四条および第二一二条ないし第二七一条は、一八九七年の水条項總括法第六部に従つて特別に設立され、かつ第七四条によつて本法にもとづく会社に変更されない会社に対してこれを適用する。この会社は、その他の点では、本法にもとづく会社とこれをみなしてはならない。

(2) 第七條ないし第一八条、第二一条、第二四条、第二六条、第二七条、第四九条、第五九条ないし第六六条、第七五條ないし第七七条、第七九條ないし第七九七条、第一〇〇條ないし第一〇九条、第一一一條ないし第一一七条、第一二四條ないし第一二八条、第一三〇條ないし第一四九条、第一五二條ないし第一六六条、第一六八條ないし第一七三条および第二一九條ないし第二七一条は、会社条項法または鐵道法が適用されない、議會制定法によつて設立された会社に対して、これを準用する。また、上記の諸条項と設立法の条項とが抵觸するときは、上記の諸条項が優先する。ただし、設立法が明文をもつて、当該会社に対し上記条項の適用を除外するときは、この限りでない。

第六条（本法の適用除外）

本法は、ハドソン湾会社 (the Governor and Company of Adventurers of England trading into Hudson's Bay) 又は信託会社法にもとづいて登記される州内もしくは州外会社に対しては、これを適用しない。ただし、同法によつて定められるときは、この限りでない。

第七條（清算規定の適用）

本法第八部第三款は、議會制定法によりもしくはそれにもとづいて設立された会社、組合または団体の清算に、同法に反対の別段の定めなき限り、これを準用する。また、裁判所の管轄権が及ぶ限りにおいて、州外会社の業務の清算にもこれを適用する。

第八條（特別法によつて設立された会社は資本の増加に際し手数料を支払わなければならない）

(1) 議會制定法によつて設立された会社は、その名目資本ないし授權資本がまたは無額面株式の授權数が、總督代理令によりまたは上記制定法に従つて成立した決議その他の方法によつて増加されるとき、その増加に関し、本法にもとづいて設立された会社がその資本を増加するときに支払うことを要すると同一の手数料を、会社登記吏に支払わなければならない。

(2) 上記の命令はすべて、必要な手数料が会社登記吏に支払われない限り、その増加の効力を生じない旨を定めなければならない

ない。また、決議その他の方法による増加も、必要な手数料が会社登記吏に支払われない限り、効力を有さないものとする。

第二部 一般的規定

第九条（若干の法人格なき会社に関する営業行為の禁止）

(1) 二〇人以上の構成員から成る会社、団体もしくはパートナーシップは、それが本法にもとづく会社として設立されまたはその他の議会制定法に従って設立されない限り、その会社、団体もしくはパートナーシップによるまたはその個々の構成員による、営利を目的とする事業を営むためにこれを本州内で設立し、またはその事業を営んではならない。また、二〇人以上三五人以下の構成員から成るパートナーシップについては、総督代理がこれに本州内で事業を営むことを授權する。

(2) 本州以外の場所で設立された会社もしくは団体に於て、それが設立されたカナダ自治州、州または国の制定法、議会制定法または法令によりもしくはそれにもとづいて適法に法人格を取得していないものは、本州内で事業を営みまたは第七部にもとづいてこれを登記してはならない。

(3) (a) 一群の保有地内での、または個々の保有地の境界を顧慮することなく、その保有地内の特定の地層での、石油および天然ガスの開発および産出、または、

(b) 石油および天然ガスの保存または石油および天然ガスに関する権益の総合管理のための計画の履行、

を目的とする契約に人の集団が参加することは、その契約書およびその修正条項の謄本が、契約書に経営担当者として指名されている法人によって会社登記吏に届け出られた場合にも、本条において、会社、団体もしくはパートナーシップを設立したものとはされない。

第一〇条（法人以外のものによる「有限」等の語の使用禁止）

本法以外の議会制定法に従い、何人も、適法に有限責任をもつて法人として設立され、かつ“limited”, “limited liability” または “limited, non-personal liability” の語を使用することができるときを除いて、その名称または称号の末尾にこれらの語もしくはその縮約語またはその一部の模倣を付して、本州内で取引しまたは事業を営んではならない。これに違反して取引しまたは事業を営む者は、その名称または称号が使用された日ごとに、二五ドルを超えない罰金に処す。

第一一条（州内法人の地域外能力）

(1) 議会制定法によりもしくはそれにもとづいて本州内で設立された法人はすべて、本州外においてもその目的を遂行し、かつ本州外の合法の機関からそれに関する権能および権利を受容する能力を有し、また常に有するものとみなされる。ただし、

法人の活動が、その設立法または議会制定法の明示規定によつて、本州に限定されているときは、この限りでない。

(2) 法人の設立法における、その活動を本州に限定する明示規定は、その法人の目的を法律上変更することができる同一の方法で、これを廃止することができる。

(3) 本条において、「設立法」の文言には、本州内で法人を設立する、議会制定法、国璽にもとづく開封勅許状、設立証明書、基本定款、宣言書その他の文書を含むものとする。

第十二条（本州内で営業する法人の合有者として財産を保有する権能）

(1) すべての法人は、個人の場合と同一の方法で、不動産または動産を合有関係において取得しかつ保有することができる。

法人と個人、または二以上の法人が、その法人が個人であった場合に合有関係を設定する情況においてまたはその趣旨の文書によつて、かかる財産に権利を有することとなるときは、それらの者は合有者としてその財産に対し権利を有する。ただし、法人による財産の合有関係における取得および保有は、法人の単独での財産の取得および保有に付着すると同一の条件および制限に服するものとする。

(2) 法人が財産の合有者であるときは、その解散にもとづき当該財産は、その他の合有者に帰属する。

(3) 本条において、「法人」の文言は、議会制定法によりもしくはそれにもとづいて本州内で設立された法人をいう。また、これには、本州内で合法的に事業を営む州外会社を含むものとする。

第十三条（本州外で使用するための公的印章を有する州内法人の権能）

(1) 議会制定法によりもしくはそれにもとづいて本州内で設立された法人にして、その目的上本州外での営業取引を必要としまたはそれを伴なうものは、その附属定款によつて授權されるとき、他のカナダ自治州、州または国において使用するために、公的印章を有することができる。この印章は、その法人の社印を模写し、その使用面にそれが使用されるべきカナダ自治州、州または国の名称を附加したものでなければならない。

(2) この公的印章を有する法人は、その社印を押捺した書面をもつて、そのカナダ自治州、州または国においてその法人が当事者となる捺印証書またはその他の文書にそれを押捺することを、その目的で任命された者に授權することができる。

(3) この代理人の権限は、その法人と当該代理人と取引する者との間においては、その権限を付与する証書に記載された（もしあるときは）期間継続し、また期間が記載されないときは、当該代理人の権限の取消または終了の通知が、それと取引する

者に対してなされるまで、継続するものとする。

(4) この公的印章を押捺する者は、その署名ある書面をもって、その印章が押捺される捺印証書またはその他の文書に關し、これを押捺する期日および場所を証明しなければならない。

(5) 公的印章が適法に押捺された捺印証書またはその他の文書は、その法人の社印を押捺した場合にけると同様に、その法人を拘束する。

第一四条（州内法人の代理人の権限）

議會制定法によりもしくはそれにもとづいて本州内で設立されたすべての法人は、社印を押捺した書面をもって、何人かに、その代理人として一般的にまたは特定の事項に關して、本州内にまたは本州外に位置する場所で、その法人に代つて捺印証書を作成する権限を付与することができる。代理人がその法人に代つてかつみずから捺印して署名した捺印証書は、それがその者の権限に属する限りにおいてその法人を拘束し、かつ社印を押捺した場合にけると同一の効力を有する。

第一五条（他の法人の總會に代表者を送ることができる州内法人の権能）

(1) 議會制定法によりもしくはそれにもとづいて本州内で設立されたすべての法人は、

(a) 他の法人（設立地のいかんを問わない）の社員であると

き、取締役会またはその他の管理機關の決議をもって、適当と思量する者に、その他法人の社員總會またはその種類社員總會で、その法人の代表者として行為する権限を授与することができる。

(b) 他の法人（設立地のいかんを問わない）の債権者（社債権者を含む）であるとき、取締役会またはその他の管理機關の決議をもって、適当と思量する者に、その他法人の債権者集會で、その法人の代表者として行為する権限を授与することができる。

(2) 上記の授權がなされた者は、その法人がその他法人の個人株主、債権者または社債権者であつた場合に行使することができる。同一の権限を、その者が代表する会社に代つて行使することができる。

第一六条（相互保険契約を締結する州内法人の権能）

(1) 議會制定法によりもしくはそれにもとづいて本州内で設立された法人にして、その設立法により明文をもつて禁止されていないものは、営利のためではなく自己保全のみの目的で、相互保險として知られる計画にもとづいて、その財産の損失もしくは損害に対する補償の相互契約を締結し、または取りかわす権能を有する。この法人は、この種の契約を締結することのみの理由で、保險事業を営むものとみなされてはならない。

(2) 本条における「設立法」の文言は、第一条によって付された意義を有するものとする。

第十七条（名称に対する制限と名称の留保）

(1) 本州内で設立または登記された会社、組合もしくは州外会社の名称と同一の、または誤認を与えるように意図されているものと会社登記吏が判断するほどその名称と類似する名称をもって、または会社登記吏がその他の理由で承認を与えない名称をもって、会社を設立し、また州外会社を登記してはならない。ただし、その会社または組合が解散手続の過程にあり、かつ会社登記吏が要求する方式でその同意を表示するとき、または州外会社が本州内で事業を営むことを停止もしくは停止したものとみなされるときは、この限りでない。

(2) 会社または州外会社が、本法以前の会社法におけるそれに関する規定に従い、または本法第八部第二款にもとづいて、登記を抹消された場合には、当該会社は、登記が抹消された日から一年の期間、第一項において現存し事業を営む会社とみなされる。ただし、本条は、当該会社みずからの請求にもとづいて登記が抹消されたときは、これを適用しない。

(3) 会社または州外会社が、不注意その他により、それ以前に本州内で設立、許可または登記された他の会社、組合または州外会社の名称と同一の名称をもって、または誤認を与えるもの

と予測されるほどその名称と類似する名称をもって、設立または登記されたときは、通常決議により、また州外会社に関してはその設立法および業務規定に従って、その名称を変更しなければならぬ。会社登記吏にその決議を、州外会社に関してはその設立法および業務規定の修正条項を届け出るとき、会社登記吏は、登記簿に従前の名称に代えて新たな名称を記入し、かつその職印を押捺して、名称変更を証する証明書を発行しなければならぬ。第四八条第三項は、本項にもとづく名称の変更にこれを適用する。

(4) 会社登記吏は、請求にもとづき、設立さるべき会社のための名称、もしくはその名称を変更しようとする会社のための名称、または登記申請を意図もしくはその名称を変更しようとする州外会社の名称を、二日間もしくは全体として四〇日を超えない会社登記吏がみとめることのできるこれより長い期間留保し、また第一七八条にもとづく合併手続の場合には、六カ月もしくは会社登記吏がみとめることのできるこれより長い期間、これを留保することができる。

(5) 本条は、会社、組合または団体を本州内で法人として設立することのできる議会制定法の一部をなすものとして、これを解釈しなければならない。ただし、自治領会社に対してはこれを適用しない。

第一八条（若干の目的および権能は禁止される）

本法にもとづき、次の各号の目的をもつて、会社を設立してはならない。また、会社は、本法にもとづき次の各号の権能を有しないものとする。

- (a) 持参人払い手形、または金銭もしくは銀行券として流通せしめることを意図する約束手形を発行すること、または銀行業に従事すること。または、
- (b) 鉄道を建設しかつ経営すること。または、
- (c) 第十六条によつて授權された場合を除き、保険事業を営むこと。または、
- (d) 信託会社法によつて定められる信託事業を営むこと。

第三部 会社の設立および組織

第一款 定款と会社設立

第一九条（会社の設立）

(1) 本法によつて定められる合法的な目的について合同する五人以上の者（私会社については、二人以上の者）は、本法第二附則書式第一号に従い、また特別有限責任会社の場合には、本法第二附則書式第二号に従つて作成された基本定款にその氏名を署名し、かつその他登記に関する本法の要件に従うことによつて、本法にもとづき法人格ある会社を設立することができる。

る。ただし、会社がクラブの目的をもつて設立される場合には、会社登記吏は、当該クラブが法人設立の申請に直接先立つ一年以上の期間にわたつて営業しかつ適正な方法で管理されていたことの確証を求め、またみずから相当と思量する事由にもとづいてその法人設立の申請を拒絶することができる。会社登記吏の申請拒絶については総督代理に異議を申立てることができる。

(2) 基本定款署名者は一株以上を取得しなければならない。

(3) 基本定款署名者は各自、その氏名の反対側に自己の取得する株式の数を、また種類と組を異にする株式が存在する場合には、その取得株式の種類と組をも記載しなければならない。

第二〇条（名称）

(1) 会社の名称には、その末尾に“limited”もしくはその略語たる“Ltd.”の語を、また特別有限責任会社に関しては、“limited”もしくはその略語たる“Ltd.”の語に続けて“Non-Personal Liability”もしくはその略語たる“N.P.L.”の語を付さなければならない。

(2) その目的の何たるを、また裁判上たると裁判外たるとその手続のいかんを問わずに、かつ本法の他の規定にかかわらず、また“limited”もしくはその略語たる“Ltd.”の語が会社の名称に用いられている場合であっても、会社を指示もしくは表

示するために、“Ltd.”の略語は“Limited”の語の位置にかつそれに代えてこれを用い、また“Limited”の語は“Ltd.”の略語の位置にかつそれに代えてこれを用いることができる。

(3)その目的の何たるを、また裁判上たると裁判外たるとその手続のいかんを問わずに、かつ本法の他の規定にかかわらず、また“Non-Personal Liability”もしくはその略語たる“N.P.L.”の語が会社の名称に用いられる場合であっても、“N.P.L.”の略語は“Non-Personal Liability”の語の位置にかつそれに代えてこれを用い、また“Non-Personal Liability”の語は“N.P.L.”の略語の位置にかつそれに代えてこれを用いることができる。

第二十一条（登記された事務所）

会社の登記された事務所は本州内に置かれなければならない。

第二十二条（補充的権能）

(1)会社はその基本定款に定める目的を補充しかつこれに付随するものとして次の権能を有する。ただし、かかる権能もしくはその一部が基本定款の明文をもって排除されるときはこの限りでない。すなわち、

(a)不動産・動産および会社がその事業目的にとって必要または便宜と思量する何らかの権利もしくは特権を購入し、賃借

または交換において取得し、賃貸し、またはその他の方法で取得かつ保有すること。

(b)道路、通路、電車軌道、支線または側線、橋梁、貯水池、水路、波止場、工場、倉庫、電気工事設備、作業場、貯蔵所および直接または間接に会社の利益を促進するに適するものと思われるその他の工事ならびに設備を建設、改良、維持、開発、使用、運転、運搬または管理すること、およびその建設、改良、維持、使用、運転、運搬、または管理に寄与し、これを助成し、その他これを援助しもしくはこれに参加すること。

(c)会社が営業を授權されている事業を営み、または会社の目的に適する財産を有する、個人もしくは他の会社（設立地のいかんを問わない）の事業、財産および債務の全部または一部を取得しかつ引受けること。

(d)会社の目的の一部に利用することのできる、またはその取得が直接・間接に会社を益するに適するものとみとめられる、何らかの発明を利用しうる独占的または非独占的なもしくは制限付の権利を、またはその発明に関する秘密その他の情報を与える、パテント、ライセンス、コンセッション等を申請、購入し、その他の方法で取得すること。またそのように取得された財産、権利または情報に関してライセンスを使用、行使、開発または賦与し、その他の方法でこれを利用すること。

(e) 会社が営業もしくはそれに従事することを授權されている事業もしくは取引、または直接・間接に会社を益するよう管理されうる事業もしくは取引を営みもしくはこれに従事する、またはこれを営みもしくはこれに従事しようとする個人もしくは他の会社（設立地のいかんを問わない）と、組合契約を締結し、または利益分配、利益共通、協同、合併事業、相互コンセッションその他の協定をすること。

(f) 会社の目的またはその一部に貢献するものとみとめられる協定を政府または（市、地方もしくはその他の）当局と締結すること。およびかかる政府または当局から会社がその取得を望ましいものとする権利、特権およびコンセッションを取得し、かつかかる協定、権利、特権およびコンセッションを実行、行使および遵守すること。

(g) 第一五〇条の定めるところにより、会社の目的と全部もしくは一部類似する目的を有する、または直接・間接に会社を益するよう管理されうる事業を営む、他の会社（設立地のいかんを問わない）の株式、社債、その他の証券を取得もしくはその他の方法で入手しかつこれを保有すること。および担保をもってすると否とを問わず、これを売却もしくは再発行し、またはその他の方法で取引すること。

(h) 会社が適当と思量する方法で、またとくに未払込資本をも

含む会社財産（現在および将来にわたる）の全部または一部に担保権を設定する、社債もしくは社債券（永久的なものであると否とを問わない）の発行により、金銭を借入もしくは調達し、または金銭の支払を保証すること。および上記の証券を買入、償還し、またはその返済をなすこと。

(i) 代理店および支店を設置し、また会社の製品を発表するに便宜とみとめられる方法を採用すること。とくに新聞に広告し、回状を配布し、美術品または趣味の工芸品を購入かつ展示し、書籍や雑誌を出版し、賞品・懸賞金および寄付金を与えること。

(j) 第一五一一条の定めるところにより、会社と取引関係を有する、または会社が取引関係をもとうとする者と取引関係を有する、個人もしくは他の会社（設立地のいかんを問わない）に金銭を貸付け、またかかる個人もしくは会社の契約について保証すること。

(k) 設立地のいかんを問わず、会社が事業関係を有することのできる他の会社のために資金を調達しまたその資金調達に際して援助すること。また特別配当、金銭の貸付、契約、裏書、社債または他の証券の保証その他の方法によってこれを援助し、上記の他の会社の契約を保証すること。

(l) 会社が適当と思量する対価をもって、またとくに設立地の

いかんを問わず、会社の目的と全部または一部類似する目的を有する他の会社の株式、社債もしくは証券と引換えに、会社の事業もしくはその一部を売却または処分すること。

(四) 会社の財産および債務の全部または一部を取得する目的で、また直接もしくは間接に会社を益することを企図したものとみとめられるその他の目的で、他の会社の設立を發起すること。

(五) 第一二八条に従い、会社の株式資本または社債・社債券その他の証券の一部を募集し、その募集を援助しまたはその募集を保証するに際して、あるいは会社の設立もしくは発起またはその事業の管理もしくはその事業の売却ないし処分に際しまたはこれらに関して、提供されたるまたは提供さるべき労務について、何人かにもしくは他の会社（設立地のいかんを問わない）に、報酬を支給すること。

(六) 約束手形、為替手形、船荷証券、倉荷証券およびその他の流通証券もしくは譲渡しうる証券の、振出、作成、引受、裏書、記名調印および発行をなすこと。

(七) 会社事業と関連して便宜的に営むことのできる、または直接・間接に会社の財産もしくは権利の一部の価値を騰めもしくはその一部を有利なものとなすために企図された、事業を営むこと。

(八) 会社の財産および権利の全部もしくは一部を、売却、改善、運営、開発、交換、賃貸、処分、利用もしくはその他の方法にて処理すること。

(九) 即時に必要とされない会社資金を、任意に決定される方法にて投資しかつ処理すること。

(十) 会社の財産、もしくは会社財産の売却または処分の売得金を、またとくに会社に属するまたは会社が処分権を有する他の会社の株式、担保附社債、無担保社債、社債券その他の証券を、配当、特別配当または適当とみとめられるその他の方法で、決議されるところに従い、現物、現金その他をもって、株主に分配すること。

(十一) 会社の資金から、会社の設立および組織の費用もしくはこれらに附随する、または会社が予備費とみなすことのできる費用の全部または一部を支払うこと。

(十二) 会社の従業員、前従業員、またはその前事業者、これらの者の被扶養者もしくは縁故者等を益するために企図された、団体、組織、基金、信託および便宜設備を開設および維持し、またその開設および維持を援助すること。また年金および手当を付与し、保険の支払をなし、かつ慈善目的もしくは奨学資金のために、または公共的、一般的もしくはは有用な目的のために資金を寄附し、もしくはこれを保証すること。

(v) 会社が外国で登記および承認されるようとりはからうこと。また、その外国の法に従って、その地で会社を代表し、会社のために労務の提供または令状の送達をうけ、もしくは訴訟を引きうくべき者を選定すること。

(w) 会社の目的の全部または一部を遂行し、かつ上記の事項の全部または一部を本人、代理人、契約者その他の者として、また単独でその他の者と協同してなすこと。

(x) 会社の目的の達成および権能の行使に附随する、またはこれらに貢献する他のすべての事項をなすこと。

(2) 本条は、第五一条に従って成立した決議をもって定められる範囲においてのみ、既存会社にこれを適用する。

(3) 本条の文言は、会社が基本定款に第一項掲記の権能に加え、またはこれを修正して他の権能を記載することを妨げるものではない。

第二三条（特別有限責任会社の目的と権能）

(1) 特別有限責任会社は本条に定める目的にこれを制限する。またその基本定款にはこの目的を記載し、かつその目的が下記のものに制限されていることを記載しなければならない。すなわち—

(a) 鉱山、鉱区権、鉱区賃借権、採鉱地、試掘権、採掘許可およびあらゆる種類の鉱業権を、購入、賃借、賃貸、発見その

他の方法で取得しかつこれを保有すること。またこれを採掘、開発、管理、利用、売却し、またはその他の方法で処分すること。

(b) 会社に属すると否とを問わず、金、銀、銅、鉛、鉄、石炭、石油、天然ガスおよびその他の鉱石、鉱床、金属もしくはいかなる鉱物であれ、それらを採掘、穿孔もしくは試掘し、引揚げ、粉碎、製錬、吹分け、精製し、混合し、試金、分析その他の方法で処理すること。ならびに上記のものを商品化し、またそれらもしくはその生産物を購入、売却および取引すること。

(c) 鉱物の採鉱、製錬、粉碎および精製のいずれかの部門に従事すること。

(d) 森林地、森林地賃借権もしくは請求権、森林伐採権、地表権、通行権、水利権および水利特権、特許、特許権および特許使用権、その他の動産または不動産を購入、賃借、賃貸、交換その他の方法で取得すること。

(e) 小道、道路、通路、電車線路、貯水池、堰堤、用水路、溝およびその他の通路、水路、運河、水道橋、送油管路、井戸、水槽、橋梁、波止場、棧橋、製造工場、揚水設備、工場、鋳造所、熔鉱炉、コークス炉、粉碎機、製錬機、選鉱機、精製機、水圧機、電気およびその他の機械や設備、あらゆる種類

の動力装置および工場、実験室、倉庫、寄宿舎、住居、建築物、機械装置、工場および作業所と諸設備を購入、賃借、賃貸、交換その他の方法で取得し、またそれらを建設、管理、維持または変更すること。またあらゆる種類の商品、用品、食糧品、用具、家財および動産を売買、製造および取引すること。

(f)自動車、鉱車その他の運搬具、端艇、船舶その他の船を建造、購入、賃借、賃貸、備船、航行、使用し、また運転すること。

(g)鉱石、金属、石油、ガスまたは鉱産物を売却その他の方法で処分すること。またあらゆる種類の採鉱作業を目的とする契約を締結し、その対価として、その設立地のいかんを問わず、かつ直接もしくは間接に特別有限責任会社の目的に貢献する事業を営む有限責任会社の株式、併合株、社債その他の証券を、それらが（人的責任を負わない会社の株式を除く）全額払込済であるときに、受領し、またそれらを売却その他の方法で処分すること。

(2)特別有限責任会社は、第一項に定める目的を補充しかつこれに附随するものとして、第二二条一項掲記の権能を有するものとする。ただし、同条一項(i)および(k)号掲記の権能ならびに基本定款により明文をもって排除されているその他の権能は、

これを除く。会社は本法に明文ある場合を除いて、これ以上広汎な権能を有さないものとする。

第二四条（株主の有限責任）

(1)株主が会社において保有する株式に関する責任は、次の限度において有限とされる。

(a)額面株式については、その未払込額まで。

(b)無額面株式については、会社によるその発行価額もしくは対価のうち、未払込とされている額まで。

ただし、特別有限責任会社の場合には、株主は取得または保有する株式について、実際に払込に合意した額を超えてみずから責を負うことはない。

(2)株主の責任が有限であることの、また特別有限責任会社に関するしては、株主の責任が有限でありかつ株主にはいかなる人的責任も付着していないことの、基本定款における記載は、その限りで効力を有するものとする。

第二五条（株式）

(1)会社の株式は、額面株式または無額面株式のいずれかになすことができる。また基本定款には次の事項を記載しなければならない。

(a)株式が額面株式であるときは、その株式の数および各株式の額面価額。または、

(b)株式が無額面株式であるときは、会社が発行を授權されているその株式の数。または、

(c)株式がこの兩種から成るときは、(a)および(b)号に従うそれぞれの事項。

(2)会社の株式が額面株式と無額面株式の双方から成るときは、その額面株式は、その無額面株式と別個の株式の種類とされ、基本定款もしくは附属定款または本法に従って、これに資本もしくは配当またはその双方に関する特別権を付しておかなければならない。

(3)額面株式は、特別有限責任会社の場合には五〇セント以下の、その他の場合には一ドル以下の額面価額であつてはならない。ただし、本条は、以下に規定される場合を除いて、既存会社にはこれを適用しない。

(4)無額面株式はそれぞれ、他のあらゆる無額面株式と同一の内容のものでなければならぬ。ただし、基本定款もしくは附属定款にもとづきまたは本法に従い、その株式に付された特別権もしくは制限についてはこの限りでない。

(5)株式は人的財産であり、会社の附属定款をもって定める方法によりこれを譲渡することができ、物的動産としての性質を有するものではない。

第二六条（資本および株式はカナダ通貨の単位をもって表示さ

れなければならない）

会社の資本の額およびその株式の（もしあるときは）額面価額は、カナダ通貨の金額単位をもって、これを表示しなければならない。

第二七条（額面株式に関する授權資本）

額面株式を有する会社の授權資本は、その株式に関しては、その額面総額であり、基本定款にはその額面総額を記載しなければならない。

第二八条（無額面株式が発行される場合の最低資本）

(1)会社が無額面株式の発行を授權されているとき、会社の資本は、その株式に関しては、その株式の発行価額のうち会社に払込まれた価額もしくは対価の少なくとも総額に相当する額であり、これとともに通常決議をもって随時この資本に附加される額とする。基本定款には会社の資本が上記のように算定さるべきことを記載しなければならない。

(2)会社の株式が無額面株式であるときは、基本定款もしくは附属定款には、第二五七条にもとづいて支払われる手数料を算定するために、その株式を発行することができ、かつ特別有限責任会社の場合には各株式について五〇セントを下らない、またその他の場合においては各株式について一ドルを下らない、最低価額もしくは対価をも記載することができる。

(3) 第一項にもとづく決議はすべて、会社登記吏にこれを届け出なければならぬ。この決議が届け出られたとき、会社登記吏はその職印を押捺して、その決議の効力を証明する証書を発行しなければならぬ。本条に従うことを怠る会社は、本法違反の罪あるものとする。

第二九条（剰余金の資本としての処理）

(1) 無額面株式が総負債を超える剰余金を有する継続企業について発行される場合には、会社はその剰余金を会社資本の一部として処理することを要せず、その計算書類にこれを剰余金として記載することができる。

(2) 剰余金を有する会社が無額面株式を発行するときは、その剰余金が資本および剰余金の総額に対して占めると同一の、その株式の対価の総額に対する割合を有するその株式の対価の一部を、会社は資本としてではなく剰余金として処理することができる。ただし、会社が、その株式発行の期日においてまたはそれ以前に、その対価のうち上記の部分をものように処理することを決定し、かつその株式の申込人すべてに、その株式についてその者が支払いもしくは支払うべき対価の一部がそのように処理されることを公表する場合に、これを限る。

第三〇条（附属定款および附表Aの採用）

(1) 会社の業務規定を定める附属定款は、基本定款とともにこ

れを登記することができる。またこの附属定款には第一附則附表Aに含まれる業務規定の全部または一部を採用することができる。

(2) 附属定款が登記されないとき、または附属定款の登記はなされても、それが附表Aの業務規定を排除もしくは修正しない範囲において、同表の業務規定は、適用できる限り、適法に登記された附属定款に記載された場合と同一の方法かつ同一の範囲で、その会社の業務規定とされる。ただし、私会社については、「全額払込済株式ではない」との文言は、同表第一七条からこれを削除しなければならない。また、特別有限責任会社については、同表の業務規定第二二条の「一四日」の文言は、これを「六日」の文言に変更しなければならない。その附属定款の文言のいかんにかかわらず、上記のように変更された条項をもって、特別有限責任会社すべての業務規定とする。

(3) 附属定款は、これを印刷しまたはタイプで打ち、かつ連続して番号を付した節に分たなければならない。

第三一条（基本定款および附属定款の署名）

基本定款および（もしあるときは）附属定款には、基本定款署名者各自が、その署名を証明する少なくとも一人の証人の面前で、署名しなければならない。

第三二条（基本定款および附属定款の会社登記吏への届出）

会社設立の申請者は、基本定款および（もしあるときは）附属定款を会社登記吏に届け出なければならない。会社設立に先行する本法の他のすべての要件が充足されたとき、会社登記吏は上記定款を保持しかつこれを登記しなければならない。

第三三条（設立証明書の発行）

(1) 会社の基本定款の登記により、会社登記吏は、会社が本法にもとづき有限責任会社として設立されたことを証する、また特別有限責任会社については、会社が特別有限責任会社であることを証する、その職印を押捺した証明書を発行しなければならない。

(2) 会社登記吏は、設立申請者の費用で、会社の資本および株式に関する事項、会社の登記された事務所の所在地、および会社設立の目的を表示する会社設立の記事を、官報に公告しなければならない。ただし、会社の基本定款をもって明示的に排除される権能の記載を除き、第二二条の付与する権能はこれを記載することを要しない。

第三四條（不注意で証明書が発行された場合の修正）

第三三条により会社登記吏の登記した会社の基本定款および（もしあるときは）附属定款が、事実上、本法のすべての要件を充足しておらず、かつ登記吏が不注意によって会社の設立証明書を発行したときは、会社は登記吏の要請にもとづいて、そ

の求める決議を可決しまた文書を届け出なければならない。会社登記吏は直ちに登記簿を修正し、また必要と思量されるときは、設立証明書の引渡をうけて、修正証明書を発行することができる。

第三五條（証明書の確定性）

会社の設立証明書は、当初会社登記吏によって発行されたものであると修正証明書として発行されたものであると問わず、登記および会社設立に先行しまたこれに附随する事項に関して本法のすべての要件が充足され、また会社が本法にもとづいて設立を授權されかつ適法に設立された会社であることの、確定的証拠とされる。

第三六條（会社設立の効果）

設立証明書に記載された会社設立の日から、基本定款署名者は、随時会社の社員となる他の者とともに、本法所定の権能と社員の責任をもって、基本定款に記載された名称により、直ちに法人格ある会社のすべての機能を行使することができ、また永続性と社印を有する法人を構成する。

第三七條（基本定款および附属定款の効力）

(1) 基本定款および附属定款は、登記されたとき、それぞれ各社員によって署名・押印され、かつ各社員・その相続人・遺言執行人および管財人について、本法の規定に従い、基本定款お

よび附属定款のすべての規定を遵守する旨の契約が含まれる場合と同一の範囲において、会社およびその社員を拘束するものとする。

(2) 基本定款または附属定款にもとづいて、社員が会社に支払うべき金銭はすべて、社員から会社に支払わなければならない捺印契約債務の性質を有する債務とする。

第三八条（私会社が基本定款または附属定款に定める条件に従わない場合の効果）

(1) 私会社が一人以上の株主を有する場合には、本法のあらゆる目的について、本法の規定上、それが明示的規定であると否とにかかわらず、これを公募会社とみなす。

(2) 私会社が、会社を私会社とするその基本定款または附属定款に定める条項に従うことを怠るときは、本法のあらゆる目的について、本法の規定上、それが明示的規定であると否とにかかわらず、これを公募会社とみなす。ただし、裁判所は、その規定の不遵守が偶然的であるかまたは不注意もしくは他の何らかの相当な理由に因るものと、またはその他の理由にもとづいて救済を与えることが正当かつ衡平と信ずるときは、会社またはその他の利害関係人の申請にもとづき、また裁判所にとつて正当かつ便宜と思量される文言と条件で、会社を上記の結果より救済する旨を命ずることができる。

第三九条（会社が適法な員数以下の株主をもって営業することの禁止およびこの禁止に反する者の責任）

公募会社については五人以下の株主をもって、また私会社については二人以下の株主をもって事業を営んではならない。何時でも会社が、それぞれ五人以下または二人以下の株主をもって、六月以上にわたって事業を営むときは、その六月後において会社がその状態のまま事業を営む期間中株主であり、かつ会社がその状態にて事業を営んでいる事実を認識していた者はすべて、その期間に契約された会社の全部の債務の支払について各自責任に任じ、また他の株主に関する訴訟に併合することなく、その支払の訴にこれを服せしめることができる。

第四〇条（ないし**第四五条**（削除））

第四部 定款の変更

第一款—基本定款

第四六条（基本定款を変更する権能）

会社はその基本定款に定める条件を変更することができない。ただし、本法にそれに関する明示の規定がおかれている場合に、その定める方式と範囲においてこれを変更することができる。

第四七条（変更は基本定款に表示されなければならない）

(1) 会社の基本定款に変更が加えられたときは、その変更の日以後に発行される基本定款の謄本はすべて、その変更に従わなければならない。

(2) 本条に従うことを怠る会社は、本法違反の罪あるものとする。

名 称

第四八条（名称の変更）

(1) 会社は、特別決議によりかつ会社登記吏の署名ある認可書を得て、その名称を変更することができる。

(2) 本条にもとづく決議は、その謄本が会社登記吏に提出されかつ適法な手数料が支払われるまでは、その効力を生じないものとする。会社登記吏は、その職印を押捺して名称の変更を証する証明書を発行し、また会社の費用で、名称の変更を官報に公告しなければならない。

(3) その名称の変更は、会社の権利もしくは義務に影響をもち、会社によるまたは会社に対する訴訟手続を不備ならしめるものではない。また会社の変更前の名称により会社に対して継続されもしくは提起された訴訟は、その新たな名称により会社に対してこれを継続もしくは提起することができる。

登記された事務所

第四九条（登記された事務所の変更）

会社は、その登記された事務所の本州内における所在地を随時変更することができる。

目的および権能

第五〇条（目的の変更）

(1) 会社は、裁判所の命令によって確認される特別決議により、会社の目的に関する基本定款の規定を、次の事項をなしうるために必要とされる限りにおいて、変更することができる。

(a) 会社の事業を従来以上に経済的もしくは効率的に営むこと。または、

(b) 新たなもしくは改善された手段をもって、その主要目的を達成すること。または、

(c) その活動地域を拡大もしくは変更すること。または、

(d) 既存の状況のもとで、会社の事業と便宜的にもしくは有利に結合せしめることのできる、何らかの事業を営むこと。または、

(e) 基本定款所定の目的の一部を制限もしくは放棄すること。

(2) 裁判所は、その決議を全部または一部、また適当と思量する文言と条件で、確認する命令をなすことができる。ただし、その決議の確認前に、裁判所は以下の事項についての確信を有さなければならない。

(a) 会社のすべての社債権者、ならびにその変更によってその

者の利害関係に影響があるものと裁判所が判断する者もしくはその種類の者に対して、充分な通知がなされたこと。および、

(b)裁判所が異議を主張しうるものと判断し、また裁判所の指示する方法でその異議を表示するすべての債権者に関してはその変更に対するその者の同意が得られるか、またはその者の債務もしくは債権が履行されもしくはは終結したか、または裁判所の意図するところに従って保証されたこと。および、
(c)会社登記吏の書面による同意が、その変更に対して取得されたこと。

ただし、裁判所は、ある者もしくはある種類の者については、本条によって必要とされる通知を免除することができる。

(3)裁判所は、本条にもとづく裁量権の行使において、会社の株主もしくはある種類の株主の権利ならびに権益に対しても、債権者の権利ならびに権益に対すると同様の注意を払うことを要し、かつ適当と思量するときは、反対株主の権益の買入を目的とするとりきめが、裁判所の意図するところに従ってなされるために、訴訟手続を延期することもできる。また裁判所がこのとりきめを促進もしくは実行するために便宜と思量する、指示を与え、また命令をなすことができる。ただし、会社の資本はその一部といえども、この買入に充当することはできない。

い。

(4)本条にもとづいて命令がなされる場合、会社は、その命令の日付から一五日以内に、または裁判所が許容することのできるこれより長い期間内に、その官製謄本を変更された基本定款の謄本とともに、会社登記吏に届け出なければならない。またその命令によって確認される決議は、その謄本が上記のように届け出られるまでその効力を生じないものとする。

(5)会社登記吏は、その職印を押捺して、その命令および変更された基本定款の登記を証明しなければならない。その証明書は、定款の変更およびこれに関する決議の確認についての本法のすべての要件が従われたことの確定的証拠となり、爾後変更された基本定款をもって会社の基本定款とする。

(6)会社登記吏は、その証明書を、会社の目的の変更に関してみずから適当と思量する記載とともに、会社の費用で、官報に公告せしめなければならない。

(7)本条によって会社登記吏に届け出ることを要する書類の届出を怠る会社はすべて、本法違反の罪あるものとする。

第五一条（補充的権能を採用しまたは排除するための基本定款の変更）

(1)会社は、通常決議もしくは取締役会の決議をもって、その決議に定めるところに従い、第二二条によって授權される権能

の一部または全部を包含しまたは排除するよう、基本定款を変更することができる。

(2) 本条にもとづく決議は、その謄本が会社登記吏に届け出られるまで、その効力を生じないものとする。会社登記吏は、この届出にもとづき、その職印を押捺して、その決議をもって効力を生ずる変更を証する証明書を発行しなければならない。

資本および株式

第五二条（資本または株式数の増加）

(1) 会社は次の事項をなすことができる。

(a) 会社が額面株式に分たれる授權資本を有する場合には、会社の定める額をもって、かかる額面株式に分たれるその資本を増加することができる。

(b) 基本定款をもって一定数の無額面株式の発行を授權している場合には、かかる株式の数を増加することができる。

(c) 基本定款をもって無額面株式の発行を授權していない場合には、第二五条二項に従い、特定数のかかる株式の発行を授權することができる。かつまた基本定款は第二八条一項によつて必要とされる記載を含むように変更されなければならない。

(d) 基本定款をもって額面株式に分たれる授權資本を定めていない場合には、第二五条二項に従い、会社の定める額面株式

に分たれる授權資本の額を規定するように基本定款を変更することができる。

(2) 本条によつて付与される権能は、附属定款の定めるところに従い、通常決議もしくは特別決議をもって、行使されなければならない。

(3) 本条にもとづく決議は、その謄本が会社登記吏に届け出られかつ適法な手数料が支払われるまで、その効力を生じないものとする。またその決議が適法に届け出られかつ手数料が支払われたときは、会社登記吏はその職印を押捺して、その決議の効力を証する証明書を発行しなければならない。

(4) 第二五条三項は、本条一項 a 号にもとづいてその授權資本を増加する既存会社に、またその株式が第二五条三項に定める額より少ない額面価額を有する既存会社に、それぞれこれを適用する。また本条一項 d 号にもとづいてその基本定款を変更する既存会社に対しても、これを適用する。

第五三条（無額面株式についての最高価格の増加）

(1) 発行済のまたは未発行の無額面株式を有する会社は、通常決議をもって、または基本定款もしくは附属定款にその定めがあるときは、随時取締役会の決議をもって、第二八条二項または本条に従つて定められる、かかる株式を発行しまたは発行することのできる、最高価格もしくは対価を増加するように、基

本定款もしくは附属定款を、それぞれ変更することができる。

(1a) 発行済たると未発行たるとを問わず、ある種類の株式の全部の最高価額もしくは対価が、同額にて増加される場合を除き、株式の最高価額もしくは対価は、その株式の種類の名称もしくは表示を変更することなく、これを増加してはならない。ただし、第六〇条の規定は、その変更をなすに際して、これに従うことを要しない。

(2) 無額面株式を有する会社は、第五七条二項六号の規定に従う目的で、第二八条二項または本条に従って定められる、その発行済の無額面株式を発行することのできた、最高価額もしくは対価を増加するように、特別決議をもって、その基本定款もしくは附属定款を、それぞれ変更することができる。

(3) 第五二条三項は、本条にもとづく最高価額もしくは対価の増加に、これを適用する。

第五四条（株式の消却および資本の減少）

(1) 会社は次の事項をなすことができる。

(a) そのための決議成立の日に、何人も取得していないまたは取得の合意をしていない株式を消却することができる。また、その株式が額面株式であるときは、その消却された株式の額に応じて会社の授権資本の額を減少し、その株式が無額面株式であるときは、会社が発行を授権されているかかる株式の

数を減少することができる。

(b) 会社に贈与として引渡された全額払込済株式を消却することができる。また、決議をもってそのように定める場合に、その株式が額面株式であるときは、その消却された株式の額に応じて会社の授権資本の額を減少し、その株式が無額面株式であるときは、会社が発行を授権されているかかる株式の数および第二八条にもとづく会社資本の額を減少することができる。

(2) 本条によって付与される権能は、附属定款にその定めがあるときは、通常決議をもってこれを行使し、またかかる定めが存しない場合には、特別決議をもってこれを行使しなければならない。

(3) 本条にもとづく決議は、その謄本が会社登記吏に届け出られるまで、その効力を生じないものとする。また、その決議が適法に届け出られたとき、会社登記吏は、その職印を押捺して、その決議の効力を証する証明書を発行しなければならない。

(4) 第六五条および第六六条は、本条にもとづく株式の消却に、これを適用しない。

第五五条（資本または株式の併合）

(1) 会社は、特別決議をもって次の事項をなすことができる。

(a) 額面株式に分たれる会社の授権資本の全部または一部を併

合し、またこの資本を既存の株式よりも大きな金額の株式に分つことができる。ただし、既存会社については、第二五条三項に定める額を下つてはならない。

(b)無額面株式の全部を、授権されたかかる株式の数を減少するように併合することができる。

(2)第五四条三項は、本条にもとづく資本または株式の併合に、これを適用する。

第五六条（株式の分割）

(1)会社は、特別決議をもって次の事項をなすことができる。

(a)その額面株式の全部または一部を、それよりも少額の株式に分割することができる。

ただし、既存会社については、第二五条三項に定める額を下つてはならない。

(b)その発行済の無額面株式の全部または一部を、かかる株式の数を増加するように分割することができる。ただし、その分割後に、上記のように分割された発行済株式より派生する新株式の総数は、それに関する最高価格もしくは対価の総額が、特別有限責任会社の場合には各株式について五〇セントの割合で、またその他の場合には一ドルの割合で算定される場合において、発行することのできる株式の総数を超えてはならない。

(e)会社が無額面株式の発行を授権されており、かつその基本定款もしくは附属定款にもとづき各株式について定められた最高価格もしくは対価が、特別有限責任会社の場合に各株式について五〇セントを、またその他の場合に各株式について一ドルを超えるときは、未発行のかかる株式を、その株式数を増加するように分割することができる。ただし、その分割後に、上記のように分割された株式より派生する新株式の総数は、それに関する最高価格もしくは対価の総額が、特別有限責任会社の場合には各株式について五〇セントの割合で、またその他の場合には一ドルの割合で算定される場合において、発行することのできる株式の総数を超えてはならない。

(2)第一項にもとづく分割後に、新株式の各株について払込まれた金額と（もしあるときは）未払込の金額との比率は、分割前の株式に関するものと同一でなければならぬ。

(3)第五四条三項は、本条にもとづく株式の分割に、これを適用する。

第五七条（額面株式と無額面株式の相互転換）

(1)特別権を付された株主を害することなく、かつ本条および第二五条に従い、会社は特別決議をもって、次の事項をなすことができる。

(a)その未発行の額面株式の全部または一部を無額面株式に転

換することができる。

(b)その未発行の無額面株式の全部または一部を額面株式に転換することができる。

(c)その発行済の額面株式の全部または一部を無額面株式に転換することができる。ただし、ある種類の発行済額面株式の一部のみが上記のように転換されるにすぎない場合には、その転換は効力を生じない。この場合においても、その承認決議が転換されないその種類の株式の総数において四分の三以上の株式を有する株主による別個の総会で成立するか、またはそれに対する書面による同意が上記の株主によって署名されたときは、この限りでない。

(d)その発行済の無額面株式の全部または一部を額面株式に転換することができる。その結果、そのように転換された各株式の額面価額は、会社の実際の資本額を超えてはならない。ただし、ある種類の発行済無額面株式の一部のみが上記のように転換されるにすぎない場合には、その転換は効力を生じない。この場合においても、その承認決議が転換されないその種類の株式の総数において四分の三以上の株式を有する株主による別個の総会で成立するか、またはそれに対する書面による同意が上記の株主によって署名されたときは、この限りでない。

(2)(a)第一項 a 号または c 号にもとづく決議をもって、会社の資本を第二八条一項に従って表示するために必要とされる基本定款の変更をなさなければならない。ただし、適式に転換された株式を売却することのできる最高価格もしくは対価は、第五三条に従い、その株式の額面価額を超えてはならない。

(2)(b)第一項 b 号または d 号にもとづく転換された株式の額面価額は、第二八条二項または第五三条にもとつき基本定款もしくは附属定款をもって定められた最高価格もしくは（もしあるときは）対価を、また最高価額もしくは対価が上記のように定められていないときは、一〇〇ドルの金額を、超えてはならない。または転換された各株式について、その額面価額は、特別有限責任会社の場合には五〇セントを、その他の場合には一ドルを下ってはならない。

(3)第一項 d 号につき、同号にもとづく転換された株式の「実際の資本額」なる文言は、会社の清算に際して会社債務の全部の適法な支払および給付の後に、その株式の保有者が権利を有する、会社財産の割合的金額をいうものとみなされる。

(4)会社の株主総会に関する附属定款の規定は、第一項 c 号または d 号にもとづく別個の総会に、これを準用する。ただし、その場合において必要な定足数は、転換されない株式の三分の一以上を有する、または委任状をもって代理する、二人の者で

なければならない。

(5) 第五、四、三項は、本条にもとづく株式の転換に、これを適用する。

(6) 基本定款をもって額面株式および無額面株式の双方について規定し、また一種類の株式から他の種類の株式に転換することのできる権利が特別権としてある種類の株式に付されている場合には、本条の規定によるも、その権利の行使に関しては本条にもとづく特別決議の成立を必要としない。ただし、決議が全くなされないとき、本条は、決議がなされた場合におけると同様に、これを準用する。上記の転換は、その転換に関する詳細を記載する通知を、会社登記吏に届け出るまでその効力を生じないものとする。

第五八条（特別の交換権を付された株式）

(1) 会社の基本定款もしくは附属定款をもって特別の交換権の付着する株式の発行を定める場合には、会社は以下に規定する方法で、これをなすことができる。

(a) 全額払込済の株式の引渡を受け、これと交換に組を異にするが同一種類の未発行株式を発行することができる。

(b) 本条にもとづいて引渡を受けた株式を、これまで発行されたことのない場合におけると同様に、再発行することができる。

(2) 第一項 a 号にもとづいて発行された株式につき払込まれたものとみなされる金額は、それと交換された株式について払込まれた金額を超えてはならない。

(3) 本法の規定にかかわらず、会社が本条によって与えられる権能を行使するには、そのための決議を成立せしめることを必要としない。ただし、会社の基本定款もしくは附属定款をもって、これを要する旨を定めるときはこの限りでない。

(4) 会社は、本条にもとづいて株式を交換した一五日以内に、その株式が交換されたこと、および交換の条件と詳細を記載する通知を、会社登記吏に届け出なければならない。

(5) 第四項の要件に従うことを怠る会社は、本法違反の罪あるものとする。

第五九条（株式に付される特別権および制限の設定とその変更）

(1) 会社は、特別決議をもって、発行済であると未発行であるとを問わず、株式に特別の権利もしくは制限を付し、また未発行株式に付された何らかの特別の権利もしくは制限を変更または廃止することができる。ただし、発行済の株式に付された権利もしくは特別権は、これを侵害しまたは妨げてはならない。この場合にあっては、その総数において発行済株式の四分の三以上の株式を有する株主が書面をもって同意を与えたとき、または上記の株主の別個の総会で成立した決議をもって同意を与

えたときは、この限りでない。

(2) 会社の株主総会に関する附属定款の規定は、第一項にもとづく別個の総会に、これを準用する。ただし、その場合において必要な定足数は、当該株式の三分の一以上を有する、または委任状を通じて代理する、二人の者とする。

(3) 第五四条三項は、本条にもとづく決議に関して、これを適用する。

(4) 基本定款もしくは附属定款をもって、特別の権利もしくは制限の付された株式の発行を授權し、または未発行株式に付された特別の権利もしくは制限を変更または廃止する権能を付与する場合にも、その特別権もしくは制限の性質および範囲が、基本定款もしくは附属定款で明定されないときは、かかる権利もしくは制限は、これを付してはならない。また未発行株式に付された特別権もしくは制限は、本条にもとづく特別決議以外の方法で、これを変更または廃止してはならない。

(5) 株式に付された特別権もしくは制限の性質および範囲が、基本定款もしくは附属定款をもって明定される場合には、その株式の発行に先立って本条にもとづく特別決議の成立を必要としない。

第六〇条（株式の名称もしくは表示を変更する会社の権能）

(1) 会社は、特別決議をもって、発行済であると未発行である

とを問わず、その株式の一部の名称もしくは表示を変更することができ。

(2) 第五四条三項は、本条にもとづく決議に関して、これを適用する。

第六一条（基本定款もしくは附属定款における権能にもとづく発行済の株式に付された特別権の変更）

(1) 特別の権利もしくは制限が会社の株式に付され、かつ基本定款もしくは附属定款をもって、その変更がかかる株式の保有者の特定数もしくは特定比率によって同意され、またかかる株主の別個の総会で成立した決議によって認許されたときに、上記の特別権もしくは制限を変更することができる旨を定める場合において、その規定に従い上記の特別権もしくは制限の変更に對してかかる同意が与えられまたは決議が成立したときは、その総数においてかかる株式の一五パーセント以上の株式を有する株主にして、かつその変更に同意しないもしくはその変更決議に賛成投票をしなかつた者は、裁判所に対しその決議を認許しないことを申請することができる。

(2) 本条にもとづく申請は、その同意がなされもしくはその決議が成立した日の後、それぞれ一四日以内に、これをしなければならぬ。また、この申請をなすことのできる株主に代つて、株主がその目的で書面をもって任命する一人もしくはそれ以上

の者が、これをなすこともできる。

(3) この申請にもとづき、裁判所は、その申請者、および裁判所に審理を申立て、かつその申請に利害関係があると思量されるその他の者を審問した後、その変更の全部または一部を認許しないか、またはこれを確認することができる。

(4) 会社の株主総会に関する附属定款の規定は、第一項にもとづく別個の総会に、これを準用する。ただし、その場合において必要な定足数は、当該株式の三分の一以上を有する、または委任状を通じて代理する、二人の者とする。

(5) 本条にもとづく決議は、その謄本が会社登記吏に届け出られるまで、また裁判所に対して申請がなされる場合には、裁判所がその決議を全部または一部確認する命令をなすまで、その効力を生じないものとする。その決議は、成立のときから一五日以内に、また（もしあるとき）裁判所の命令の官製謄本はその命令の日付から一五日以内に、もしくは裁判所がみとめることのできるこれより長い期間内に、適式に届け出られなければならない。その決議および（もしあるとき）命令が届け出られたとき、会社登記吏は、その職印を押捺して、その決議の効力を証する証明書を発行しなければならない。

(6) 本条における「変更」の文言は、「廃止」を含むものとする。また「変更される」の文言は、それに従って解釈されなけ

ればならない。

(7) 本条は、第一七九条にもとづくとりきめもしくは計画には、これを適用しない。

第六二条（発行済の株式に付された特別権もしくは制限の他の場合における変更）

(1) 特別の権利もしくは制限が会社の株式に付され、かつ基本定款もしくは附属定款をもって、上記の特別権もしくは制限の変更を授權する第六一条に定められるような規定がおかれない場合には、会社は、特別決議により、上記の特別権もしくは制限を変更し、またその株主またはある種類の株主と、その有する株式または株式の種類に関してとりきめを締結することができる。ただし、ある種類の株式に付された特別権もしくは制限は、これを変更してはならない。この場合にあって、その変更もしくはとりきめに賛成する決議が、その総数においてその種類の株式の四分の三以上の株式を有する株主による別個の総会で成立し、またはその変更もしくはとりきめに対する書面による同意が上記の株主によって署名され、かつその特別決議が裁判所により全部または一部確認されたときは、この限りでない。この特別決議は、それが確認された範囲において、効力を有するものとする。

(2) 裁判所がその決議を全部または一部確認する場合、会社お

よびすべての関係株主は、裁判所のなす命令によって拘束される。

(3) 本条における「変更」の文言は、「廃止」を含むものとする。また「変更する」の文言は、それに従って解釈されなければならない。

(4) 第六一条四項、五項および七項は、本条にもとづく特別権もしくは制限の変更に、これを適用する。

第六三条（特別権付き株式の買入もしくは償還）

(1) 会社が、その発行の時にまたはその後、買入もしくは償還することのできる、特別権の付された株式をこれまでに発行しまたは今後発行する場合には、かかる株式は、次の規定に従い、その発行の日に定められたまたはその後に変更された条件と方法にて、これを買入もしくは償還することができる。すなわち、

(a) かかる株式は、全部または一部、買入もしくは償還の目的でなされた株式の新たな発行または社債の発行による収益をもってするほか、その他現金配当の支払に使用することができ、また総収益から有期資産もしくは消耗資産の消耗・減耗または減価に備えて留保もしくは積立とられた累積利益もしくは金額を示す、会社資金をもってするほか、これを買入もしくは償還してはならない。および、

(b) かかる株式の発行条件に、一定の期日もしくはそれ以前に、その株式を買入もしくは償還すべきことが定められる場合には、かかる株式に対する配当以外の分配は、いずれの年度においてもこれを支払ってはならない。ただし、各年度毎に、利益から「資本償還基金」と呼ばれるべき積立金に、その満了に際して株式を償還しなければならない年数をもって分れた、かかる株式を償還するに必要な総金額に相当する額を、最初に振替えた場合はこの限りでない。また、ある年度において、利益が上記の金額の振替に不足するとき、その不足額は、資本償還基金がかかる株式の買入もしくは償還に必要とされる総金額に達するまで、これにつぐ各年度において、上記の金額の振替後に残存する利益から補充されなければならない。

(c) かかる株式が、株式の新たな発行または社債の発行による収益以外の財源をもって償還もしくは買入られる場合には、その株式の償還もしくは買入に際して使用される金額に相当する額を、特定の勘定に振替えなければならない。また、第六五条および第六六条は、それに関しても、会社の払込済資本である場合と同様に、これを適用しなければならない。この勘定は、本条に従って設定され、かつその勘定金額の分配が本法の定めるところによって制限されていること

を指示するよう、会社の会計帳簿に表示されなければならない。

(2) 資本償還基金は、会社のその他の基金と別個にこれを管理し、また受託者が法律上信託資金を投資することのできる、または株式の発行条件によって授權された証券にのみこれを投資しなければならない。ただし、会社は、かかる投資にもとづく収益を、適当と思量する方法で使用するができる。

(3) 会社は、本条にもとづいて株式を購入もしくは償還した後、その年次報告書において、購入もしくは償還された株式に関する詳細および購入もしくは償還の条件を、届け出なければならない。

(4) 第二項および第三項の要件に従うことを怠る会社は、すべて本法違反の罪あるものとする。

(5) 本条にもとづく株式の償還は、第六五条および第六六条の意味において、資本の減少とはみなされない。また、基本定款もしくは附属定款の規定にかわりなく、裁判所の認可も、これを必要としない。

(6) 基本定款もしくは附属定款に反対の規定がない場合には、会社は、その償還された株式につきこれまで発行されたことがない場合におけると同様に、会社が定めるところに従いこれに特別権および制限を付しまたは付さないで、償還された数と同

数の株式を発行することができる。ただし、額面株式の場合には、この株式は、償還された株式と同一の額面価額を有さなければならない。この場合にあっては、その価額が本法に従って変更されるときは、この限りでない。

(7) 第六項は、一九二九年六月第一日に遡って、その効力を生ずるものとする。

(8) 会社は、特別決議をもって、特別権もしくは制限付の種類として発行されたが、償還もしくは購入に服さない株式につき、この株式全部の株主が、書面にてこの特別決議に同意するか、またはその全株主の別個の総会において全員一致で成立した決議によりこの特別決議に同意するときは、償還もしくは購入に服することを定めることができる。本条は、他の諸点に關して、かかる株式の償還もしくは購入に、これを適用する。

第六四条（単一の決議および単一の証明書による資本の同時変更）

会社が第五二条ないし第六三条のうち二もしくはそれ以上の条項によって与えられる権能を行使して、その資本もしくは株式を変更もしくは再編することを企図する場合には、会社は、単一の特別決議をもって、その目的を実行することができる。会社が、これらの条項に定められる別個の決議をなしかつこれを届け出ること、または会社登記吏が、会社の資本もしくは株

式のかかる変更もしくは再編に關して、別個の証明書を發行することは、必要とされない。また、会社登記吏は、その職印を押捺して、その決議の効力を証する単一の証明書を發行することが出来る。ただし、上記の条項は、その他の点に關しては、別個の決議が成立した場合におけると同様に、引續いてこれを適用しなければならない。

第六五条（裁判所の認可をもつてする資本の減少）

(1) 会社は、裁判所によつて確認される特別決議をもつて、何らかの方法で会社の資本を減少することができる。また、とくに（前記の一般的権能を害することなく）次の事項をなすことができる。

(a) 会社の株式の一部に対する責任額を、未払込資本に關して消去もしくはこれを減少することができる。

(b) 会社の株式の一部に対する責任額を、消去もしくは減少しまたはこれを消去もしくは減少することなく、損失を被つたまたは有効な資産によつて表示されない払込済資本を消去することができる。

(c) 会社の株式の一部に対する責任額を、消去もしくは減少しまたはこれを消去もしくは減少することなく、会社の必要を超える払込済資本を払戻すことができる。

ただし、会社の必要を超える払込済資本を払戻すべき株式の

場合を除いて、この減少は、第二五条三項に従う。

(2) 裁判所は、第六六条にもとづいてこの減少に異議を述べることのできる会社のすべての債権者に關して、この減少に対するその者の同意がえられたか、またはその債務もしくは債権が履行されもしくは終結したか、また保証されたと確信するとき、その決議を全部または一部、また適當と思量する文言と条件で、確認する命令をなすことができる。

(3) 本条にもとづく決議はすべて、その成立後一五日以内に会社登記吏にこれを届け出なければならない。また、裁判所によつて命令がなされる場合には、会社は、その命令の日付から一五日以内に、または裁判所がみとめることのできるそれより長い期間内に、その官製謄本および、その命令によつて変更されたところに従い、その資本額、会社の株式数、各株式の（もしあるときは）額面価額および（もしあるときは）登記の日に各株式について払込まれたものとみなされる金額を証する、（裁判所によつて承認された）覚え書の写しを、会社登記吏に届け出なければならない。この命令によつて確認される決議は、その謄本が適法に届け出られるまで、その効力を生じないものとする。

(4) 会社登記吏は、その職印を押捺して、その命令および覚え書の登記を証明しなければならない。その証明書は、資本減少

に關する本法のすべての要件が従われたことの、また会社の資本および会社の株式数が覚え書に記載された通りであることの、確定的証拠とされる。

(5) 裁判所が命令をなす場合、特別の理由にもとづいてそうすることを適當と思量するときは、会社に対し、その命令で特定される（その命令の日付にまたはその後の何時かに始まる）期間について、その名称の末尾に「減資」の文言を附加すべきことを命ずることができる。上記の文言は、特定期間が満了するまで、その会社の名称の一部とみなされなければならない。また、公衆に適正な情報を提供する目的で、裁判所は、資本減少にいたった原因およびその理由、会社登記吏に対する登記の通知、ならびに裁判所が便宜と思量するその他の情報を公告するよう、会社に指示することができる。

第六六条（債権者による異議申立および異議を申立てることのできる債権者名簿の確定）

(1) 資本減少の提案が未払込資本に関する責任額の減額または株主に対する払込済資本の一部の払戻を伴う場合、およびその他の場合において裁判所がそのように指示するときに、裁判所の定める期日に会社の清算が開始された場合には、証拠上会社に対してみとめられる債務または債権に権利を有するすべての会社債権者は、この減資に対し異議を申立てることができる。

る。ただし、裁判所は、その場合の特別の事情を考慮してそうすることを相當と思量するときは、ある種類の債権者につき、この減資に対して異議を申立てることができること、またはできないことを指示し、この種類の者の同意を不要とすることができる。

(2) 裁判所は、適法に異議を申立てることのできる債権者の名簿を確定し、かつその目的において、債権者の申出を求めることなく、できる限り債権者の氏名およびその債務または債権の性質および金額を確認しなければならない。また、この名簿に記載されない債権者が、これに記載されることを請求することのできる、またはこの減資に異議を申立てる権利を排除されるべき日を定める通知を、公告することができる。

(3) この名簿に記載されかつその債務もしくは債権が履行もしくは終結していない債権者が、この減資に同意しない場合には、裁判所は、適當と思量するときに、裁判所の命ずるところに従い、次の各号の金額を充当することによって、その者の債務もしくは債権の支払を担保する会社に対し、その債権者の同意を不要とすることができる。すなわち、

(a) 会社がその者の債務もしくは債権の全額を承認するとき、またはそれを承認しない場合でもその提供の意思を有するとき、または、その債務もしくは債権の全額。

(b) 会社がその債務もしくは債権の全額を承認しないか、またはその提供の意思を有さないとき、またはその金額が不定であるか確認されないときは、裁判所が適当と思量する調査および裁決の後に裁判所の定める額。

(4) 減資に異議を申立てることのできる債権者の氏名を故意に隠蔽し、または債権者の債務もしくは債権の性質または金額を故意に不実に表示する会社は、すべて本法違反の罪あるものとする。

第二款―附属定款

第六七条（附属定款の変更および変更の表示）

(1) 本法の規定および基本定款に定める規定に従い、会社は、特別決議をもって、その附属定款を変更しまたはこれに附加することができる。適法になされた変更または附加は、第二項に従い、当初に附属定款に定められた場合におけると同様に効力を有し、また同様の方法で特別決議による変更に服するものとする。

(2) 本条にもとづく決議は、その謄本が会社登記吏に届け出られるまで、その効力を生じないものとする。

(3) 附属定款が登記されたとき、その附属定款を変更しまたはこれに附加するすべての特別決議の謄本は、この決議が効力を

生じた後、会社によって作成され何人かに送付される附属定款のすべての謄本にこれを表示し、またはこれに添付しなければならない。

(4) 附属定款の謄本に、本条による表示または添付することを要する決議の謄本を、表示または添付することを怠る会社は、本法違反の罪あるものとする。

第三款―組織変更

第六八条（有限責任会社の特別有限責任会社への変更）

基本定款に反対の明示の規定がある場合を除いて、鉱業を主たる目的として設立された会社は、特別決議をもって、これを特別有限責任会社に変更することができる。また、その目的において、その基本定款および附属定款を変更し、その条件および規定が、特別有限責任会社に関する本法の要件に従うようにしなければならない。

第六九条（特別有限責任会社の有限責任会社への変更）

基本定款に反対の明示の規定がある場合を除いて、特別有限責任会社は、特別決議をもって、これを書式第一号および第二附則に従う基本定款を有する会社に変更することができる。また、その目的において、その基本定款および附属定款を変更し、その条件および規定が、かかる会社に関する本法の要件に従うようにしなければならない。また、同一の決議をもって、

会社の目的に関し、鉱業について必要とされる限りにおいてその基本定款を変更することができる。ただし、第五〇条は、これを適用しない。一〇〇名以上の株主を有し、かつ一ドル以下の額面価額の株式を有する会社については、会社登記吏がこれを承認するとき、会社は引続いて一ドル以下の額面価額の株式を有することができる。

第七〇条（前記の各場合における手続および会社登記吏の証明書）

会社が、前二条によって付与される権能を行使する場合に

(a) 会社は、その特別決議の謄本を、変更された基本定款の謄本とともに会社登記吏に届け出なければならない。また、設立証明書を会社登記吏に引渡し、会社登記吏はこれを廃棄することを要する。

(b) 会社登記吏は、前号に従って引渡された設立証明書に代えて、適法に変更された会社の定款に合致する設立証明書を発行しなければならない。会社の組織変更は、これにもとづいて、その決議の主旨に従って効力を生ずるものとする。

(c) 会社登記吏は、会社の費用で、会社の組織変更に関する記載を、官報に公告しなければならない。

第七一条（公募会社の私会社への変更）

基本定款に反対の明示の規定がある場合を除いて、公募会社は、特別決議をもって、これを私会社に変更することができる。また、その目的において、その基本定款および附属定款を変更し、これにともに会社を私会社たらしめるに必要とされる規定を包含し、またとくにそれと矛盾する規定をそれから排除しなければならぬ。この決議の届出にもとづいて、会社登記吏は、その職印を押捺して、会社が私会社に変更されたことを証する証明書を発行しなければならない。

第七二条（私会社の公募会社への変更）

(1) 基本定款に反対の明示の規定がある場合を除いて、私会社は、特別決議をもって、これを公募会社に変更することができる。また、その目的において、その基本定款および附属定款を変更し、それから公募会社の組織と矛盾する規定を排除しなければならぬ。

(2) この決議は、直ちにこれを会社登記吏に届け出なければならない。ただし、会社登記吏が、その職印を押捺して、会社が公募会社に変更されたことの証明書を発行するまでは、その効力を生じないものとする。

(3) 会社登記吏は、会社がその組織変更の計画に関するブローカー監督官の認可書を提出するまで、その証明書を発行してはならない。

(4) 本条の要件に従うとき、会社登記吏は、その職印を押捺して、会社が公募会社に変更されたことを証する証明書を発行することができる。

第七三条（保証有限責任会社の有限責任会社への変更）

(1) 保証有限責任会社、すなわち、社員の責任を基本定款により、会社が解散した場合に、社員各自が会社の資産に対して醸出することを引受ける額に制限する会社は、特別決議をもって、これを本法にもとづく会社に変更することができる。また、その目的において、基本定款を変更し、その条件が本法にもとづくて設立される会社に関する要件に従うようにしなければならない。

(2) この変更が効力を生ずると、会社が解散した場合に会社の資産に対して醸出することを引受けた社員は、会社が額面株式を有するときは、その者が醸出することを引受けた金額を、その額面価額で分つことによってえられる数に相当する株式の数を、また、会社が無額面株式を有するときは、その者が醸出することを引受けた金額を、基本定款もしくは附属定款をもってその株式を発行することができることを定めた最高価額で、また最高価額が記載されていない場合には、一〇〇ドルの金額で、分つことによってえられる数に相当する株式の数を、引受けたものとみなされなければならない。また、会社は、社員に対し

その数の株式を発行し、そのように発行された株式は、その社員が有した会社に対する權益について実際に払込んだ額に應じ、全部または一部払込まれたものとみなされる。

(3) 第七〇条は、本条にもとづく組織変更によりこれを適用する。

第七四條（特別に設立された給水会社の本法にもとづく会社への変更）

(1) 一八九七年の水条項總括法第六部に従つて、特別に設立された会社は、特別決議をもって、これを本法にもとづく会社に変更することができる。

(2) この決議により、会社の基本定款を変更し、会社条項法ならびに本法と矛盾するその他の規定を排除しなければならない。ただし、上記水法によつて必要とされる規定はこの限りでない。また、この会社について附属定款を採用し、会社条項法の適用を排除しなければならない。

(3) 上記水法の規定に従ひ、会社は、同一の決議をもって、会社の目的に関し、本法第五〇条一項に定める範圍において、その基本定款の規定を変更することができる。ただし、同条は、その他の点に関しては、これを適用しない。

(4) 会社は、この決議の謄本を、変更された基本定款の謄本および採用された附属定款の謄本とともに、会社登記吏に届け出で、またその設立証明書を会社登記吏に引渡さなければならない

い。会社登記吏は、この証明書を廃棄し、かつ、その職印を押捺して、その会社が本法にもとづく会社であることを証する新たな証明書を発行しなければならない。会社の本法にもとづく会社への組織変更は、これにもとづいて、上記本法のこの会社に対する適用を妨げることなく、その効力を生ずるものとする。

(5) 会社登記吏は、会社の費用で、この会社の組織変更の記載を四週間にわたって官報に公告しなければならない。

第七五条（特別法による会社の本法にもとづく会社への変更）

(1) その目的に本法にもとづいて会社を設立することのできる営業ないし事業を包含する、議会议定法（以下、これを「特別法」という）によつて設立された会社は、その特別法が本条と矛盾する規定を定めていない限り、特別決議をもつて、これを本法にもとづく会社に変更することができる。

(2) 会社は、この決議をもつて、その定款の形式を、特別法およびそれに従つて作成された、または会社条項法その他によつて会社に適用せしめられる、業務規則、附属定款もしくは諸規定に代えて、本法にもとづいて設立される会社に必要とされる基本定款および附属定款に変更しなければならない。

(3) 第二〇条は、本条が適用される会社に、これを適用する。

(4) この決議は、二人もしくはそれ以上の取締役、会社のた

めに基本定款および附属定款を作成し、かつこれをこの決議の謄本および会社登記吏が必要とする会社に関するその他の書類とともに、会社登記吏に届け出る権限を授与しなければならない。

(5) 会社登記吏は、上記書類および適正な手数料の受領にもとづき、その職印を押捺して、会社が本法にもとづく株式有限責任会社に変更されたことを証する証明書を発行しなければならない。また、これにもとづき、上記の書換えられた基本定款および附属定款は、会社がその基本定款および附属定款をもつて本法にもとづいて設立された会社であつた場合におけると同様に、その会社に対して適用され、またその会社の特別法および上記の業務規則、附属定款または諸規程は、その会社に対してその適用を停止する。

(6) 会社登記吏は、会社の費用で、この会社の組織変更に関する記載を、四週間にわたって官報に公告しなければならない。

第七六条（会社債務は組織変更によつて妨げられることがない）

本款にもとづいて行なわれる会社の組織変更は、その変更前に、会社により、または会社に対し、または会社もしくは会社のために、負担されまたは締結された、負債、債務、負担もしくは契約の効力を妨げることがない。また、会社に関する法

律手続は、その変更が行なわれなかった場合におけると同様に、会社に対してこれを継続または開始することができる。

第七七条（会社に懈怠あるとき組織変更は行なわれない）

会社が、会社登記吏に届け出でまたは送付することを要する申告書、報告書、決議、通知または書類を送付しまたは届け出ることを怠るときは、会社登記吏は、その適法な請求が履行されるまで、第四八条、第五〇条ないし第五二条、第五四条ないし第六二条、第六五条および第六八条ないし第七五条にもとづいて発行することを要し、またはその権限を授与されている証明書の発行を拒絶することができる。上記の諸条項は、本条に従って、これを解釈しなければならない。

〔未完〕